

会議議事録

会 議 名	2025（令和7）年度 第1回栗東市人権擁護審議会
開 催 日 時	2025（令和7）年7月 31日（木曜日） 10時00分～12時10分
開 催 場 所	栗東市役所 談話室
事 務 局 等	市民部長 的場 紀雄、人権擁護課長 橋本 三左 人権擁護課：井上係長、山下係長、齊藤主査
出 席 委 員 (12名)	今井会長、平田副会長、大川委員、田中委員、奥村委員、富永委員、 吉永委員、田村委員、山中委員、藤崎委員、澤委員、 日高委員（代理：竹田委員）
欠 席 委 員 (2名)	前田委員、田代委員
会 議 内 容	協議事項等 (1)2024（令和6）年度栗東市人権擁護計画実施計画実績報告について (2)「人権問題に関する市民意識調査」について
配 布 資 料	① 次第 ② 委員名簿 ③ 施策体系一覧・評価一覧【実施計画】＜2024年版＞・・・資料1 ④ 分野別・各課回答 【実施計画】＜2024年版＞・・・資料2 ⑤ 意見・質問一覧 ⑥ 市民意識調査票
傍 聴 者	0人（なし）
審議等内容	別紙のとおり

1. 開会

- ・事務局より開会のあいさつ
- ・審議会成立の報告

2. あいさつ

- ・会長あいさつ
- ・上山副市長あいさつ
- ・新任委員紹介ならびに委嘱状交付

3. 協議事項等

～資料の確認～

- ① 次第
- ② 委員名簿
- ③ 施策体系一覧・評価一覧【実施計画】＜2024年版＞・・・資料1
- ④ 分野別・各課回答 【実施計画】＜2024年版＞・・・・・・資料2
- ⑤ 意見・質問一覧
- ⑥ 市民意識調査票

(会長)

2024(令和6)年度栗東市人権擁護計画実施計画の取り組み状況につきまして事務局より、説明をお願いします。

(人権擁護課)

2024(令和6)年度栗東市人権擁護計画実施計画取り組み状況説明

***資料1** 栗東市人権擁護計画実施計画①施策体系一覧・評価一覧＜2024年度版＞

***資料2** 栗東市人権擁護計画実施計画②分野別・各課回答＜2024年度版＞

～事務局より説明～

(会長)

資料については、**資料1**は全体を、**資料2**は詳細を記しております。**資料1**についてご質問があればお願いします。

(会長)

事前に皆様方からいただきましたご意見を、分野別、各課回答一覧として頂いていますので、一緒に検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

意見質問一覧のNO.1について、「多くの項目が高得点だが巻末にそう評価された要因を記

述してほしかった」というご意見を頂いています。事務局より、回答をお願いいたします。

（人権擁護課）

評価につきましては、各課の判断によるものであることから、総合的な評価については、こちらの方では行っていないという形になっております。

（M委員）

回答はわかりますが、3、4の評価が多く、資料1を見ると得点が高い部分があったので書かせていただきました。

もう少し、得点のつけ方について各課に聞き取るなど、得点を決めた経緯などを総括という形で、まとめていただきたいと思ったので、質問させていただきました。

（人権擁護課）

関係課の課長がすべて寄って話す機会は少ないですが、今いただいた意見はごもっともかと思っております。検討させていただきます。

（会長）

No.2の16「両委員による合同研修が、実績にあがっていないのはなぜか」の質問に対して事務局お答えください。

（人権擁護課）

栗東市においては人権2団体ではなく、人権3団体の活動であったことから、No.15人権関係団体による啓発などの事業の方に記載をさせて頂いており、研修も行っていたということになります。

（会長）

No.3の16 部落差別について回答をお願いします。

（人権擁護課）

いろいろ相談につきましては、必要に応じて関係機関との連携を図るとともに、今後も引き続き、市民の皆さんに寄り添った形で定期設定をしてみたいと思っております。

また、人権教室についても、人権擁護委員の皆さんとともに、市内の保幼こども園、小学校の2年生5年生6年生の園児・児童を中心に、継続展開をしてみたいと思っております。

(B委員)

質問というよりも、所感という形で書かせてもらいました。人権教室については、県内の実施状況を見ましても、栗東市が一番抜きん出て実施しています。

他市の例を挙げると、特定の園をピックアップし、訪問して教室を行うとか、回数が少ないということがあります。栗東市が進んで、子どもたちの人権意識高揚のために、人権教室を実施しているということは、人権擁護委員の今までの積み上げや先達のご努力の賜物だと思います。これが低迷しないよう、実績が下がらないように、栗東市として誇れる人権教室ですので、継続して取り組めるように、お願いしたいと思います。

(会長)

それでは、NO.4の17「2022年度発生の差別事象は3件ではないか」につきましてのご回答をお願いします。

(人権擁護課)

2022年度の差別事象は、令和4年5月31日に栗東市庁舎内の窓口対応における差別発言事象と、令和4年5月26日、冊子発行における差別表記資料の掲載事象という、団体様が発行された資料の中に、差別的な表記があったというものの2件ですので、2022年度の発生の差別事象は、2件とさせていただいているところです。

(会長)

NO.5の17「部落差別解消推進法」が2016年施行から8年以上経過しましたが、第三条、第五条、第六条に規定されている施策のこれまでの実施された具体的内容と今後の取り組み状況についての質問への回答をお願いします。

(人権擁護課)

第三条に関しましては、部落差別解消促進連絡協議会という団体で、各支部と連携をとりながら研修会や、啓発のイベントを実施しております。

第五条に関しましては、広く市民へ向けた広報、ホームページでの啓発を始め、市民の集いなどの集合型のイベントや、リーダー講座、リーダー研修というのも実施しております。

また、市役所1階ロビーで、啓発コーナーを設置して、啓発の方にも努めております。

第六条に関しましては、2024（令和6）年度に教育実態調査を実施しております。そして今年度には、市民の意識調査の実施を予定しております。

(A委員)

国が部落差別解消推進法を制定して、国の責務として、地方公共団体に対して、その施策というものを示さなければならないのです。

そこで、国が地方公共団体に具体的に示している内容があれば教えて欲しいという意味で質問させていただきました。

（人権擁護課）

第三条は、部落差別の解消に関する施策を講ずるとあります。

それぞれの公共団体が解消に関する施策を推進するために、情報の提供や、指導助言を行う責務があるとありますので、それぞれの関係団体または、市が主催として、講座等を実施しております。

第五条は、必要な教育及び啓発を行うとあります。教育と啓発においては、人権問題には非常に、大事なところですので、リーダー講座において、部落差別問題に関する講座を設定しております。

第六条は、調査の実施について書かれております。

必要な調査を実施するということですので、栗東市では教育実態調査を5年ごとに実施してまいりました。その推移を受けながら、どのような施策が、その地域に必要なのか、教育の部分、子どもに関わる部分を明らかにして、反映していきたいと考えております。

（A委員）

市が具体的に推進している、その施策というのは十分わかります。けれど、この法律の体系として、国がまずその施策の方向性を示さなければならず、国の施策が示された後に、地方公共団体がそれぞれの地域における具体的な施策をしていくという立て付けになっていますので、おそらく国が第六条の部落差別の実態調査だけはしたと思いますが、それ以外の施策であるとか、教育啓発についての基本的な方向性などは示していないと思うので、そこは、市も県もそうですし、せっかくこのような推進法ができたので、もっと国に対して、その施策というものを示すよう要望していただきたいと思います。

（人権擁護課）

県の方では、いろいろ推進計画等を作られておりますので、県から受けた内容を、市の方でも、準じて実施していますが、なかなか国の方で示されている部分というのが伝わりにくいところもあります。そのあたり、要望できる機会がありましたら、こちらの方でも、声を上げていきたいと思います。ご意見ありがとうございます。

（会長）

N0.6 の 26「人権啓発リーダー講座の件」につきましてご回答の方よろしく申し上げます。

（人権擁護課）

今年度より、地区別懇談会を、じんけんミーティングという名前に変えて実施しています。

いただきましたご意見のとおりで、地区別懇談会として、人々が顔を合わせて人権について話し合うことの価値については、本課では十分に感じております。昨年度の地区別懇談会実施後の社会人権教育推進員の方からのアンケートを見ましても、実施することのよさを感じていただいております。しかしながら一方で、開催するためにご苦労いただいている自治会も多数あるのも現状です。時代の流れに応じた実施方法となっていくこととなりますが、今後も教育啓発に努めてまいりたいと考えております。

（G委員）

ひとつの意見として書かせていただきましたが、確かに時代の流れで、いろんなことは変えていかないといけないと思います。でも、時代の流れといえど、やはり大切なものは残していくということも地区別懇談会に限らず大事なことだと思います。

目標値を見ますと、市民意識調査で「地区別懇談会が役に立っている」の回答が50%という目標値があり、これはどのような、解釈をしたらいいのかわかりませんが、私なりには本当に高い目標値であって、是非とも頑張っていたきたいなというふうに思っております。

（人権擁護課）

ご意見ありがとうございます。今年度調査の50%というところで、この5年間の中で、地区別懇談会がいかに役に立ってきたかという指標として、見ていきたいと考えております。やり方は変わっていくのですけれども、顔を合わせて目の前の人を大事にする価値や、質的なねらいを、各説明会でも、自治会の担当の方に伝えていきたいと考えております。

（市民部長）

ちょっと補足をさせていただきます。

今「時代の流れで」と事務局が申しあげましたが、もう少し具体的なことを申しあげますと、コロナ禍のときに、人が集まらないというようなところがあって、回覧方式でも、地区別懇談会を実施してくださいということがございました。

それまでは、行政の側も、地区別懇談会というのは、とにかく「集まる」ありきでずっと推進をしてきましたが、ある意味コロナを境として、「集まる」と言ってもなかなか役員しか集まっていだけないとか、住民の方皆様が集まっていだけないというのが長年の課題でもあったわけですが、回覧という手法も、すべての世帯に啓発の資料を見ていただける機会があるという気づきがございました。

今年度から、じんけんミーティングという形で3つの手法の中の1つに回覧型を入れさせていただいています。回覧というのも選択の1つというのは今年が初めてでもございますので、そのあたりを今年1年で、様子を見させてもらった中で、来年度、やはり回覧型も1つの手段だということであれば継続させてもらうかもわかりませんし、G委員がおっしゃ

られたように、やっぱり集まるとか、人数の多い少ないに関わらず集まったほうが効果があるというようになれば、回覧型という手法は見直しもしていきたいと思います。今年、見直し検証していきたいと思っています。時代の流れというより、コロナ禍の時に行政としてひとつ気づきがあったということで、手法をひとつの選択肢として考えさせていただきました。

(G委員)

部長がおっしゃることもよく理解はできる面はありますが、私も人権委員に長く関わらせていただいて、人権というものが、生きていくためには一番大事だと思います。そういった中で、地区別懇談会をするのに部落差別だけを一時は取りあげているような時代もありましたけども、その時は、ある数パーセントの自治会でも、「同和差別はもういい」「よくわかっている」というような声が確かにあったというように思います。

そういった中でも、地区別懇談会をするために、部落差別だけでなく、高齢者の問題、或いは障がい者の問題、いろんなテーマを持ち合わせ、1年にたった1回だけの地区別懇談会で、市から派遣される方からいろんな研修を受けてきました。今回初めての試みの中、私は資料回覧が一番手っ取り早く、一番多くなるのではないかと想像をしております。見る、見ないに関わらず、回覧しているというだけで、自治会としては、地域別懇談会をしましたという報告はできます。市民が集まるのは大変だということがありますが、実際に今日までやってきた経過の中で、何かの形で地区別懇談会が行われてきていた。1年に1回だけのことなのに、なぜ行政がそういう安易な考えで、こういうようなことをやったのかということが、半分納得いかない面があります。

栗東市が、人権のまちというようなことを言っておきながら、最終的には選択制という形になった。地区別懇談会だけではなく、何かしようと思っても、市民の参加が少ない。また、市の担当課の方でいろんな催しをしても、なかなか人が集まらない。本来は動員をかけなくても参加者が、多くなるってようなことが当たり前ののですが、昨今は動員をかけないと人が集まらない。

これで本当に、人権教育、同和教育、栗東市の市民さんがこれから育っていくのかと、思っております。

僕はこの地区別懇談会については、大切なものは残していくことも、大事と思うので、意見を書かせていただきました。

(会長)

関連事項として、H委員お願いします。

(H委員)

私の自治会では、毎年講師に来てもらって、お話をしてもらっています。参加者は15人か

ら 20 人ぐらいで、自治会としては、560 戸から 580 戸位あり、参加者数は少ないですが、ビデオを見て、はじめに思っていたことが、ずっと話をしていくと、始めと終わりで思いがどんでん返しになるような事情が良くあります。

だから私は、たとえ少なくとも、研修を受けた方がお話をされて、みんなが納得して帰れるような、小さい集まりでいいのでやればいいと思います。自治連の方もおられますけども、その中のどれぐらいの自治会が、実施されているか。1つの活動が、たとえ少ない人数でも広がっていく場面もあるよというような、利点を広めていくのも大事だと思います。

自治連でも、もう 1 回各自治会に呼びかけていただくということは大事と思っています。

(F 委員)

今、自治連のお話が出ましたので、お話させていただきます。私どもの自治会も含めて、この研修はずっと継続してやっております。認識としては、各自治会の中で、少なからず地区別懇談会は今までやっておられるという認識をしておりました。だから自治会の中で、全くやってないというところがあるというふうには、私も認識しておりませんでした。自治連の会議のときに、生きていくために、みんなが知っておくべきことを、住民の方々にも勉強もしていただきたいし、知っていただきたいというようなことを、一度お話をしようと思っております。ただコミュニティセンター等で、こういった研修を兼ねた部分もやっておりますから、少なからず、市民の皆さん方にこういうことをやっていることはわかっていると思っていますのです。確かに全住民の方々が、意識を持って取り組んでおられるか、というとなかなか難しいなと思っています。集まりもやっぱり悪いので一度、自治連の方にも話を出していきます。

(会長)

貴重なご意見ありがとうございます。今の話を受けて、事務局の方からどうぞ。

(人権擁護課)

今年度、説明会を実施した後に、それぞれの自治会が今年度どういう形で実施しようとしているか事前にアンケートをとっております。

集計してみますと、講演会参加型で、研修会や講演会に行こうと思っている自治会が全体で 15%あります。

従来の懇談会型で、講師に来てもらったり、DVDを見たりする型を考えておられる自治会が、全体の 22%です。

資料回覧型で実施を考えている自治会が 63%と多くなっています。昨年度ですと、書面で開催しているところが 5 自治会だけでしたので、やはり資料の回覧型が多くなっていますが、まだ決まってないところもあります。DVD視聴を希望されているところもありますし、講師に来て欲しいという自治会もすでに 6 件依頼をいただいておりますので、そういった

ところをきっちり支えながら、広げていきたいと考えております。

(会長)

おそらく最終的に評価をしていくことになっていくと思うのですが、仮に回覧型だけで 60 数パーセントあったとしたら、たくさんのところが実施できてよかったということで評価が上がっていきますが、その中身と、実際に人々の心の意識の問題として正しく学んでもらえたのかどうかということの評価を、しっかりと来年度を見つめながら反映していただけるよう、よろしくお願いしたいと思います。

(会長)

それでは NO. 7 の 35 につきましてよろしくお願いします。

(人権擁護課)

評価が 5 から 3 に変わっているところです。2023（令和 5）年度コロナ明けで、リーダー講座等の講座をようやく対面形式で開催しました。多くの参加があり、令和 5 年度の参加者リーダー講座が 422 人と 400 人を超えました。じんけんセミナーが 244 人。市民のつどいが 220 人ということで、合計 886 人の参加がありました。

さらに自治会からの参加が 44 名ということで、評価を 5 といたしました。

目標値は 900 人で、その時は 886 人ですので届いていませんでした。但し、自治会からの参加がたくさんあったところを重視して評価を 5 といたしました。

昨年度ですが、リーダー講座の参加者が 364 人と、300 人台になっております。

じんけんセミナーが 248 人と、大きく変わりません。市民のつどいが 213 人。そちらも大きく変わっておらず合計 825 人の参加をいただきました。

目標値を 900 人というところに照らし合わせたところ、900 人に達していないところを評価いたしまして、評価を 3 とさせていただきました。

実施していることや、施策は全く変わりませんが、900 人というところを、大事に見た結果 3 とさせていただきました。令和 6 年度は、地域から 65 人。人権に関心を持っていただいている地域自治会の方も増えているというところで、4 にしたかったのですが、900 人を切っていましたので、3 の評価となっております。

(会長)

このように数字だけで決めてしまいますと、どうしてもそういうことが起こってくると考えられますので、内容も精査しながら、評価のところにも反映していただけるようお願いをしたいと思います。

それでは NO. 8 の 36 につきましてお願いします。

(人権擁護課)

地区別懇談会の自治会の主体的な地区別懇談会実施への移行についてです。

これまでの地区別懇談会では、市の職員が自治会に割り当てられて、自治会の皆さんに集まっていただく懇談会型、集合形式を基本としてまいりました。これはある意味、市が主導して運営してまいりました。懇談会としての実施のよさは十分ありましたが、なかには人を集めるためにかなりご苦労いただいている自治会も実際ございます。どうしても今年はできませんという自治会もありました。そこで今年度から自治会が主体的に実施方法を選択していただく形で年に1度は人権に出会っていただきたい。人権にミートする、出会う形で、「じんけんミーティング」と名称も新たにいたしまして、実施をしております。

実施方法は、研修会への参加、資料の回覧、従来の懇談会型という3つを実施しています。その中から選択していただいて、実施するという事になっています。

(会長)

主体的という言葉が非常に魅力的な言葉でもありました。また実際にそれが徹底していけるような、住民の皆さん方が参加していただけるそういう喚起へのアドバイスも、市の方からしていただけると大変ありがたいと思います。

では、NO.9の64.65に移ります。

(人権擁護課)

64.65につきまして、担当課が商工観光労政課になりますので、そちらの方から回答いただいているものについてお伝えさせていただきます。年2回の目標通りに取り組んだことから、評価点数を4にしました。市内事業所アンケートにおいて、ワークライフバランス推進に当たり、企業において様々な取り組み、例えば時間外労働削減のための対策や、年次有給休暇の取得促進、男性の育児休暇取得の促進等が行われていることが確認できており、啓発の効果があったと考えています。という回答をいただいております。

(会長)

担当課の方にも、継続した啓発の充実に向けて、取り組みいただけるよう、お伝えいただければと思います。

No.10の87に移ります。

(人権擁護課)

87につきましては、生涯学習課、少年センターが管轄となっております。

少年補導委員とともに、街頭補導、挨拶運動等での青少年の健全育成を地域で推進します。市内各学校との連携を深め、無職少年等を把握し、関係機関との連携・相談や支援を行うことによって、セーフティネットとしての機能を果たしていきます。さらに近年SNS等を通

じ広がっている闇バイトや薬物乱用、増加傾向にある性犯罪について、抑止力を高め、青少年が安心・安全な環境で自己実現を図れるよう、地域家庭、学校、警察等が連携を深めた非行防止啓発活動を充実させていきます。というご回答をいただいております。

(会長)

K委員いかがでしょうか。

(K委員)

今お答えいただいたので、十分ですけれども、現状を、しっかりとみんなが把握して、無職少年を出さない、健全な社会を作っていきたいということで、人口比率の比較をしてみました。栗東市と国を比較しています。15歳未満、国は11.2%。栗東市は14.3%。そして、15歳から、64歳の生産年齢、国は59.6%であるのに対して、栗東市は65.6%。そして65歳以上は国が29.3%であるのに対して、栗東市は20.1%。この、人口比率を見ますと、栗東市は未来が非常に明るい、元気都市であると思います。無職少年になる前に、良い自己実現をさせていただいて、みんなが、良き将来、良き栗東市を担っていく、1人になってくれるように祈るばかりです。

(会長)

何か将来への期待感も込めて、メッセージを送っていただいたと思っております。それでは続きまして、NO.11の93をお願いします。

(人権擁護課)

93につきましては、長寿福祉課が担当しております。回答いただいている内容で、企業で、認知症サポーター養成講座を受講した人が、予定よりも多く受講されたということを知っております。高齢者と関わる企業が多く受講されているということで、サービス業や介護事業所など、そういったところからの受講者が多く、7回で105名が受講されたということです。その値が年間計画値を上回ったため、評価のほうを5としましたという回答をいただいております。

(会長)

そこを、見える化して欲しいと思いますのでよろしく願いいたします。次、NO.12の108をお願いします。

(人権擁護課)

108は、障がい福祉課より回答いただいております。募集要件において、45歳まで広げて募集をかけていただいておりますが、正規職員の応募は

ありませんでした。採用条件については、引き続き、人事と協議してまいりますということ
で回答いただいております。現状は会計年度職員及び市登録通訳者、県の聴覚障害センター
への委託による対応で、手話通訳派遣業務については、今のところ支障は出ておりません。
また、庁舎内においては、タブレット端末によるインターネット通訳「見える通訳」という
ものも、設置しております。ということで回答いただいております。

(会長)

この項目は毎年この審議会の中で委員さんの方からも同じような質問が出ていたと思いま
すので、努力はいただいているだろうと思いますけれど、待っておられる方もあろうかと思
われますので、よろしくお願い申し上げます。

NO. 13 の 109 お願いします。

(人権擁護課)

こちらも、障がい福祉課より回答いただいております。

視覚障がい者生活行動訓練については、参加者数は横ばいですが、新規の参加者もおられ、
一定裾野は広がっていると感じています。ということです。令和 6 年度は、広報、LINE で
の PR を行いましたが、周知が不十分であったと思われます。

今後は他の機関、例えば、関連する会議や手話講座の受講生へも、PR できるように考えて
います。また今年度は、滋賀県において、障害者スポーツ大会、デフリンピックが東京でも
開催され、障がい者スポーツに対する関心が高まり、障がい者との交流や安全サポートに対
する意識、機運も高まることを少し期待されているということも聞いております。また市に
おいては、今年度講座開催の予定はしておりませんが、県立視覚障害センターにおいて、パ
ソコンや携帯電話、IT 機器の使用方法的講習を実施されており、訪問サポートもされてい
ます。歩行訓練士についてですが、歩行訓練士については、現在滋賀県で 2 名おられると
いうことです。

栗東市における 60 歳以上で、視覚障がいの身体障害者手帳をお持ちの方は 114 名おられる
ということです。

障がい福祉課において、特段、高齢者と若い世代との対応についての違いはございません。
できるだけわかりやすく、丁寧な説明対応に心がけております。ということで回答いただ
いております。

(会長)

本日、質問されております D 委員が欠席をされておられますので、議事録を読んでいただ
けると回答がわかるかと思えます。早めにお伝えをいただけますとありがたいかと思いま
すので、よろしくお願いいたします。

続きまして NO. 14 の 143 についてよろしくお願いします。

(人権擁護課)

自治振興課の方から回答いただいております。

日本語教室の参加者数がコロナ禍以降、減少傾向にあるのは、新たな外国人に対して教室の周知不足が考えられます。改善策として、市内事業所へのチラシ配布や、教室開催数を増やすなどして、参加の促進に取り組んでまいります。また日本語サロンなどで、双方が安心して意見を交換できる場を提供し、地域社会の多様性を尊重し、共生を意識することが重要だと考えております。ということでご回答いただいております。

(会長)

J 委員いかがでしょうか。

(J 委員)

今日ずっと、聞かせていただいていたら、各課の回答をそのまま、「こういう回答をもらっています」ということで、話をしておられますけども、本当は人権の課の方で、もう少し交通整理をしながら、市としての意見をまとめて欲しいと思います。「課がこう言っていますから、こういう報告します」ではなく、もうちょっと主体的に、判断をして欲しいと思うのです。

今の、日本語教室にしましても、何かものすごく机上論的というか、抽象的で、具体的な話ではないのですよ。もう少し具体的にどう取り組んでいくのかと。

これはこの際申しあげますが、全体に計画自身がそうです。抽象的で多岐に渡って、ものすごく幅広く大変だと思います。大変だと思いますけど、もう少しポイントを絞って、この対応はしていかなければ、こんなに多岐に渡ってやっていると各課大変ですし、もちろん担当課も大変ですから、その辺のことはもう少し考えてもらっていいと思います。その端的な例を申しあげますと、人権擁護計画ですね。部落問題に関わっては人権・人権・人権と書いてあるのです。ところが他のところでは、なかなか人権という言葉が出てこないですね。高齢者や障がいのある方、いろんな状況の方がおられます。或いは、若い人でも障がいがあるなどいろいろあります。そうしたなかで、栗東市全体で、障がいのある方も含めて部落問題も含めて、どう人権を尊重していくのかということは大事にしてほしいと思います。

ちなみに私は、なごやかセンターにデイサービス利用者がご飯を食べた後、コーヒーを飲まれる喫茶コーナーがあり、そのボランティアに行かせてもらっています。いろいろお話をしていく中で、「これではいけない」「こうしないといけない」と私自身が気づかなかった事がいっぱいあります。

もう少し多岐にわたっての人権問題を考えていかないと、同和問題のところには、人権・人権と書いていますが、全体が人権問題ですから、その辺も含めて整理をお願いできたらと思います。

（人権擁護課）

ちょうど今、人権擁護計画が今年度4年目ということで来年が最終年度、また来年度の間には、次の人権擁護計画の策定も準備しております。この計画自体も、人権擁護計画に基づいて策定しているものになりますので、次期計画の中では、今いただきました意見等も集約しながら、作成していきたいと思っております。

貴重なご意見ありがとうございます。

（市民部長）

貴重なご意見ありがとうございます。今おっしゃっていただきました最初の部分、人権擁護課は取りまとめているだけか、みたいなところは、昨年度から或いはその以前からも、庁内でもそういったご意見は頂戴しております。この人権擁護計画を推進していく幹となるのは、やっぱり人権擁護課です。

まさに資料をただ取りまとめているだけ、或いはこの会議を開催するのが仕事ではなくて、栗東市の人権施策全体をコーディネートしながら進めていくというのは、この人権擁護課が軸になるべきものであります。審議会の皆様方からいろいろご意見も頂戴しながら進めていくべきものと思っておりますので、そのあたりは本当におっしゃっていただいている通りのことで、そこはまた、十分に庁内全体をコーディネートしていきながら進めたいと思っております。またいろいろとご指導いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

（H委員）

私は、この件で、別件で受講者が少ないから評価2となっていると思います。

私はシルバー人材センターに加入し、量販店で働いています。たくさんの外国人の方が来店されます。その時に、日本語が上手ではないけれども、ちゃんと理解して、いろいろ買い物をしたり、私たちと少し話をしたりして、結構、日本語を理解しておられます。

私は、国際交流の会合に出てくる人が少ないというのは、就職先で日本語の教育をされていると思っています。ご本人は、それはそれで、日本語を理解していく努力をされています。J委員は、国際交流の観点から、もっと増やしたいという思いをお持ちということですか。

（J委員）

来日される方に、以前、関わるがありました。A社に何人かが来られる。B社にも何人か来られる。企業としては、A社B社が交流することに困ります。

なぜ困るかと言えば、例えば待遇や賃金の比較論が出てきますので、企業同士の中の連携というのは難しいようです。

しかしそれにこだわっていると、日本に来て働こうと思っておられる方の気持ちを十分汲み取れない環境を作ってしまうから、やっぱり日本に来てよかったなと思える対応をどうしていくのか。これはやっぱり知恵を絞ってやっていかなければ、単純に日本語教育が

増えたとか、減ったとかではなく、そのことも考えながら、日本に来られた方の受け入れをどうしていくのか、対応していく必要があると思います。

(会長)

企業の中で外国の方のお話が出てきていますが、人権ということに関わって、そのあたりの取り組みや、またこういう方法があるという事でお気づきのことがありましたら、ご意見をいただけますか。

(Ⅰ委員)

私は某企業の栗東工場です。栗東工場には、現在外国の方は採用できていません。会社全体ではいろいろ、進めているかもしれませんが、今会長から聞かれたことに対して、具体的にこういう取り組みをしているとか、お答えすることはできません。

(会長)

ありがとうございます。企業の話が出ましたので尋ねました。

(Ⅰ委員)

是非、皆さんにご説明させていただければいいのですが、この件に関してはお答えできず、すみません。

(会長)

NO. 15 の 153 お願いします。

(人権擁護課)

その後のパートナーシップに向けての動きについてご回答させていただきます。

まずパートナーシップ宣誓制度というものがありますが、制度としましては、一方または双方がLGBTQ等の、性的マイノリティの当事者であり、互いが協力して、継続的に生活をとともにすることを約束した関係を宣誓し、地方公共団体が、その宣誓書を受領することを証明するというものがパートナーシップ宣誓制度となっております。

現在栗東市では、導入に向けて、各提供のサービスができるかどうかというところで、関係各課が持っておられます法令等の照会をかけさせていただこうと考えています。

県内では、滋賀県と、他 8 市町の方ですでに導入をされていますので、そちらに導入事例と実績等、聞き取り調査をしたり、現在導入を検討されている市町にそれらの状況等を確認したりしながら、パートナーシップのサービスの提供に向けて準備をしている状況です。

(会長)

この審議会でもパートナーシップ宣誓制度については随分と論議もされ、質問等も出てきています。栗東市のあり方について、県の方が速やかにされていますし、守山市も県に準じて進めていくという形をとっており、草津市もすでに導入されている関係から、近隣の状況をいち早く入手しながら、困っている方が1人でもおられるということについて受けとめをしつつ、速やかに対応していただけるようお願いしたいと思います。

N0. 16 の 44. 46. 47 についてお願いします。

(人権擁護課)

ひだまりの家の取り組みの評価についてです。

ひだまりの家の方で評価、設定されているのが、人権擁護計画の実施計画策定時の目標数値と実績数値を客観的に評価した結果としています。

策定時のものがそのままずっと継続して反映されているため、かなり高い数値の目標値となっているために、評価が低くなっているということを聞いています。

次回計画策定時には、目標設定について精査を行い、必要に応じて見直していきたいということです。

(会長)

一生懸命頑張ってください、努力もしていただいている中でのことだろうと思いますが、そのあたりは頑張り感も示して欲しいという気もしましたので、質問をさせていただきました。それでは N0. 17 の 53. 59. 112 についてお願いします。

(人権擁護課)

市民意識調査のことにも関係してまいります。

「栗東市は基本的人権が尊重されている」の質問に、肯定的な回答をする住民の割合が 40% という目標値の方を挙げてあります。2015 (平成 27) 年の調査では、同項目に肯定的な回答をされた市民の方が 34. 1% でした。2020 (令和 2) 年の調査では同じように、38. 2% の方が肯定的な回答をされていました。34%、38% と来ていましたので、肯定的な回答をする住民を少しずつでも増やしていきたいということで、今回 40% としております。

また、教育実態調査は、昨年度実施いたしましたので、そのことについて少し説明をします。(教育実態調査報告書の概要)

(B 委員)

それぞれの取り組みの成果として現れていて、数値として、40% という数値も、経年で目標値を上げられているということでした。ありがとうございます。

(会長)

それでは NO. 18 の全般的な感想・意見をお願いします。

(K委員)

資料 1 のひだまりの家の評価を見てみますと、令和 6 年と令和 7 年を比較して、ひだまりの家のところ、6 項目中、5 項目について、評価が低くなっているのはどういうことなんでしょうかということがお聞きしたかったのですが、今の説明でよく理解できました。またこのひだまりの家が、子ども、或いは保護者の方、一般市民の方の触れ合いや学び、そういう拠点となっていくように、ここ 5 項目について厳しく自己評価されたんだと思いますけれども、期待したいと思いますのでよろしくお願いします。

(会長)

ぜひ、期待をされておられますのでよろしくお願いいたします。
NO. 19 資料 2 について、いかがでしょうか。

(人権擁護課)

様々な人権課題の解決に向けた取り組みとして、市として、あらゆる人権課題を捉えまして、研修会や、発行する啓発資料の中身も考えております。
前回これだったので今回このテーマでいこう、今啓発が必要なテーマは何かを考えながら進めています。
また、いろいろなご意見いただきながら、多くの市民に配布できるチャンスを生かしながら、業務をしていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

(M委員)

私が言いたいのはその結果というか、この取り組みをしたからどうなりましたっていうのが、広報とかホームページはなかなか見にくいのです。こういう会議の場で、明らかにしていただきたいです。「考えます。」というような話になって、「取り組みましょう」という回答でお話をしていただきますが、私としては、「このご意見に対してこういうふうにしました」というようなことを明確に言っていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

(人権擁護課)

市民意識調査の中でも、それぞれの啓発誌や、市が行っている事業について、評価を入れておりますので、その辺りを分析しながら進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

(会長)

全体的な感想・意見からお願いします。

(人権擁護課)

栗東市として、国際人の育成ということで、ご意見をいただいております。

学校教育課の方にも確認をさせていただき、私も学校の職員でもありましたので、小学校中学校を通しての様子をお伝えします。現在、小学校でも外国語活動が入ってまいりました。かなり本格的に英語を中心になりますけれども、外国語の学習を進めています。栗東市でもALTという生の英語を話していただける方にも入っていただきながらの英語表現を、当たり前前に聞いている状況を作って、取り組んでいるところです。

また外国語活動だけでなく、総合的な学習という時間の中でも、国際理解教育という形で、様々な国への理解関心を示した教育を進めているところです。

また自治振興課の方にも関わってくるのですが、世界に通じる国際人の育成というのが、多文化共生の観点でももちろん大事なところだと思っております。

アメリカバーミングハム市や中国の衡陽市との交流も継続しつつ、国際交流する都市への成熟に向けて、取り組みを進めていきます。

このまま終わっていくというわけではなく、交流を続けていきますということです。

先ほどご意見いただいておりますが、多岐にわたる内容でということで、その辺りもまた今後、ポイントを絞って、次期改訂に向けて検討していきたいと思っております。

ありがとうございます。

(J委員)

今小学校で英語教育が進んでいるということで、私が思うのは体験学習です。

日本の中にいても所詮は外国語が出来るだけであって、本当の意味の海外、もっと言えば、日本は島国だなあ〜と思えることは、海外へ出て行って初めてわかるのです。私もそうですが、よく言う例として、ミシガン州は5湖ありますが、5湖のうち1つの所を渡るのに、昔は1時間かかりました。

アメリカは大きいなと思い、それであれば、世界はいかに広いかということを、やはり体験的にしなければいけないと思います。それには、お金が必要です。市の財政的な状況もあるのですが、やはり年に何回か、何人か、アメリカかどうかは別にして、海外に行かせるということも大事ではないかと思います。

それによって、小学校の語学と併せて、体で世界を覚えていくということがあると思います。それと7月に、ミシガン州から滋賀県に30名が来られたが、そのうち栗東に来られたのはゼロ。多いのは大津7人、甲賀が8人、守山が5人とか、他にもあるんですけど、栗東の魅力がないのかどうか知りませんが、ミシガンや、バーミングハムから、栗東に行こうかなという人が、少しでも出てくるように、何とか栗東の魅力を作って欲しいなと思います。端的に言えば、自身がそう思うように、栗東は魅力ない所だと思います。

何が魅力ないかと言うと、今一番観光資源ですが、そういう発掘も併せて、栗東の魅力を、何とか創出していくことによって、国際交流も、進んでいくのではないかと思います。

また、該当する課の方にもその旨、努力をお願いしたいと思います。

（K委員）

現在、日本では240万人の外国人の労働力を受け入れているようです。近くにその企業があるのですが、その企業の様子を見ていますと、住まいのこと、食べ物のこと、細かい点までいろいろ配慮しながら大事に育成しておられます。

この前も、ベトナムの青年が、「僕、日本大好き。ベトナム帰らない。」と言って、守山の古民家を買って永住する決意をしました。そのように、労働力としても、多く携わってくれていますので、企業さんの方でも、地域社会でも温かい見守り、或いは支援、そういうものをしていただけたらなと思っています。

（会長）

大事なご意見として、私たちも受けとめていきたいと思っています。

それではNO.21のその他につきまして回答をお願いします。

（人権擁護課）

トイレの改修というものには、例えばですけれども、和式トイレを洋式化にするとか、ベビーチェアを設置していくとか、多目的トイレと呼ばれるようなトイレを設置して欲しいというような要望がございます。さきらにおいても、これまでに、同じような要望がありました。特にさきらの施設につきましては、舞台の機材等、高額な整備や修繕が必要な施設でもございまして、大規模改修として、一気にトイレをリニューアルするというようなことはなかなかできない現状です。しかし順次改修をする計画を進めておりますので、もう少しお待ちいただければと思います。

（B委員）

こちらに書くのが適切か迷いながら書いたのですが、以前からさきらの施設、特にトイレの施設が遅れているということは、随分と気になっていました。

トイレ問題は人権問題だと思いますので、少しずつというよりは、できるだけ迅速にどうか、早めの改修をお願いしたいと思います。

（会長）

H委員から出ています質問について回答をお願いします。

（人権擁護課）

第1ページのフローチャートについて、人権擁護推進本部の構成ということで本部長委員を教えてくださいというご質問がありました。

市長を本部長としております。副本部長を教育長、副市長としております。また部長を構成員としております。

当該推進本部の令和6年度の開催記録を教えてくださいということですが、昨年度は10回開催しております。

昨年度は特に、「同和」という表記について公用語でもありましたので、条例等の整理を何度か行っておりました。人権擁護課が、人権教育課と人権政策課が一緒になった年でもありましたので、その辺りの整理についても、昨年の人権擁護推進本部の中でも、お伝えをしておりました。お知りおきください。

N0.20 についてです。

こちらの児童支援加配担当者連絡会の施策の中で、3から4に評価がアップしているのですが、幼児課の方に確認しましたところ、児童支援への要員の配置を増やしているためということで、評価が3から4に上がりましたということで回答いただいております。

44番の方につきましては、先ほども関連した内容でありましたように、ひだまりの家の評価の設定が当初のもので、高いままになっているので、また今後見直しを考えておられるということです。

143番の方ですが、先に関連したものがありませんでしたので、先ほどの回答とさせていただきます。

そして番外というところで、職員のパワハラセクハラなどによる、居づらさはないと思いますが職員にこれら倫理に関する質問を行ったことはあるのでしょうか。ということで、パワハラセクハラに対する研修等は受けております。また、ストレスチェックというものが1年に1度ございまして、全職員の働きがいややりがいも含め職場の環境といった部分でも、個人名が直接わからないような形で、市の方で集約されるものがありますし、必要があれば相談窓口等も設けていただいている状況です。

(H委員)

了解しました。理解しました。

(会長)

たくさんの事業計画を、皆さん方のご意見を頂き、取りまとめをさせていただきましたのも、大体1時間半ぐらいかかりました。より簡潔に進むと思っておりましたが、なかなか進みにくかったこと、申し訳なく思っております。

できれば、回答を添えてもらっておくと、もっとスムーズにいき、もう少し時間短縮が可能になると思いました。

あと、ご意見をいただいていない委員の方一言ずつお願いします。

(C委員)

今日はとても私自身勉強させていただきました。皆さん方の質問、お答え等々をお聞きして本当に勉強になりました。ありがとうございました。なかでも NO.6 についての論議が盛り上がったと思いますが、良かったなというふうに私は思っています。

行政の方の組織編成が大きく今変革をしているようですし、それを受けての端々のことも、変わっているかと思えます。変革ということはより良くするための変革でありますので、より良くなる、もっと人権が栗東市民の、それぞれの心の中に生活の中に、人々の繋がりの中に、深まっていくっていうことを期待しています。

人権擁護課も変革で大変だろうと思えます。今日も大変だっただろうと思えますし、私も質問用紙をいただいて、ちょっとイメージが湧かなかったもので、ちょっと躊躇している間に、締め切りが済んでしまって、大変失礼なことをしました。

(L委員)

このたくさんの項目のことを、各課の方が、真摯に取り組んでいただいている、自己評価もしていただいて、本当にご苦労していただいていることがよくわかって、ありがたいと思っています。

次に第三次計画が始まりますので、もう少し新しい項目や、よりよいものができればいいなと思っています。

私が今ちょっと危惧しているのは、ここにもありますけども、子どもの性被害の防止というところです。最近テレビやニュースでもすごく話題になっている、教員の盗撮とかです。不特定多数の子どもたちの人権が幼いうちから侵害されるってことになるので、子どもたちへの啓発も大切ですが、教員の方への意識調査とか、意識改革をもっとしていただきたいと思えます。そんな小さいうちから、子どもたちの人権が侵害される。それがトラウマになって、成長していく上で、どういうふうになっていくのかというのがすごく気にかかります。それは性的マイノリティも一緒に、早い子は幼稚園、保育園のときから、そういうことを無意識のうちに感じていて、中学校では、自分のマイノリティの処理に困って学校に行けなかったり、命を絶ってしまったりということがあります。私もスポーツ少年団を長くさせていただいて、最近特に、マイノリティの方がたくさんいて、自分の身の置き場にすごく本人たちが困っています。そういうところをきちっとしてあげないと、本当に子どもたちの行き場がないというか、人権をもう少し考えて、先生方も、性的マイノリティのことを勉強していただくのも大切ですし、子どもたちに、そういうことがあるよというのも、教えるのも大切です。実際困っている子どもたちをどのように助けていくのかということも、もう少し踏み込んでいただければと思っています。

(会長)

強い思いで語られておりますことをしっかりと受けとめていただきたいと思います。

もう1つの案件としまして、人権問題に関する市民意識調査を今年実施されるということです。このことについて、事務局より説明を簡潔にお願いします。

(人権擁護課)

市民意識調査についてです。

今年度、これまでの人権に関する取り組みの成果と課題を踏まえ、今後の取り組みの基礎資料として活用することを目的に市民の皆様アンケートを実施してまいります。

20才以上3,000名の方に対して、5年ごとに実施してまいります。

市民意識調査は、今まで同和教育推進委員会の方で内容を検討していただいておりますが、今後の人権施策へ反映していきたいということもありまして、今回から人権擁護審議会の方でご意見をいただくこととなりました。

今回の調査では2つのことを重点としています。

1つ目は、人権に関する施策の取り組みの成果と課題を明らかにしていきます。

2つ目は、あらゆる人権課題についての市民意識を把握するために、新しい設問等も用意しております。お手元の資料1ページが人権全般についての項目です。

問2は、法務省が出している「人権の擁護(冊子)」をもとに作成しております。

2ページから5ページまで、問3は、人権問題や差別に対する意識についての項目を挙げております。

問4.5は、ここから課題別になっております。問4.5からは部落差別問題についての設問となっております。

問4は滋賀県と同じものになっております。

5ページから7ページは、様々な人権課題について挙げさせていただいております。

設問に数字が入っていない項目が、今回新しく追加しているものとなっております。

問7.8につきましては、滋賀県の調査と同じ項目になっております。

問9は、人権啓発の取り組みに関することとなっております。

問10は、広報誌等の認知度についての調査となっております。

説明は以上です。

(会長)

委員の皆様方で、今回、人権問題に関する市民意識調査を実施するにあたりまして、ここはこうした方がいいのではないか、これはどうなのだろうというようなことがありましたら、ご意見をお願いします。

(人権擁護課)

番号がバラバラになっていますのは、前の調査の番号をそのまま引用し、並び替えています。数字は、順番通りになりますので、ご安心ください。

(F 委員)

アンケートは、市内に住まれている、20 歳以上 3000 名。これは、選んでいただいて、直接個人へ行くのでしょうか、それとも自治会経由ですか。

(人権擁護課)

選ばれた方のご自宅に、直接届きます。

(C 委員)

過去の回収率は大体何%ぐらいになりますか。

(人権擁護課)

前回の回収率は 49%でした。

少しでも回収率を上げていくために、督促葉書の送付予定をしております。

(A 委員)

このアンケート対象の 20 歳以上というのは前回も 20 歳以上ですか。成人ということで、18 歳以上とはしないのですか。

(人権擁護課)

5 年前の比較をしていきたいというところで 20 歳以上となっています。

(A 委員)

前回は踏襲していると、ずっと 20 歳になる。そこは、小・中学生でもよいのではと思います。年齢的には、もっと落としてもいいし、最低限 18 歳というのが基本だと思いますが、いかがですか。

(人権擁護課)

他市の調査とも比較しながら、調査の専門の方も来ていただいておりますので、どのような形が一番いいのかを検討しながら、18 歳か 20 歳かを見極めていきたいと思います。

(会長)

参考までに、昨年度守山市で調査がありました。

守山市は、住民基本台帳に登録のある満 18 歳以上の市民 2,000 人から抽出されております。

(I 委員)

ひとつ確認です。

市民意識調査というのはすごく属性によって変わってくると思います。一方で無作為に3,000人抽出選するとなっていますが、その3,000名というのはだいたい属性が均等になるように抽出をされているのですか。それとも本当に無作為で抽出ですか。きっとこのアンケートを受けて、次に何か施策をしようと思いますが、属性に応じて変わってくると思います。そのあたりを上手く取っておかないと、アンケートが次に生かしくいと思い、お聞きしました。

（人権擁護課）

例年、無作為抽出となっておりますが、男女や年齢層、住まいの学区等の属性を質問に入れて聞いています。均等にお渡しさせていただいているものになっているかは、確認をさせていただきます。

ただ前回の回答でも、ご返信いただいている様子を見ていますと、ある程度均等に回答をいただけたと思っております。若い方が若干少ないという傾向にはありました。

こういった形で抽出させていただいているか、また確認しながら、できるだけ均等な形で回答いただけるように、確認していきたいと思います。

（会長）

この意識調査で、1ページの下、米印で部落差別問題とはというように書かれていますが、各項目の説明が必要なのではないかと思います。そして2つ目に、5ページ、6ページのところで、今の1ページの順番制でいくと、5ページは障がいのある人に関わる問題からとなっていますが、順番でいくと女性に関わる問題から入るのがいいと思ったときに、女性に関わる問題がない。これは、男女共同参画か、何かで同じような意識調査をされるので、抜かれたのかと思ったりもしました。その辺りも何かないと、不自然という気がしました。あと順番制が、障がいのある人、外国人に関わる問題、云々と来ていますが、これも順番を並べて整理され、1ページと整合性を持たせていかれる方がいいのではないかと感じたところです。また、これができるのかどうかご検討ください。

（人権擁護課）

市民意識調査の、今後の予定（スケジュール）をお伝えしておきます。

8月の中下旬位から、市民の皆様へ送付をさせていただき、9月中旬には回収を予定しております。大まかな概要版での集計を、本日お越しの業者さんから、今年10月11月位には一旦出していただき、ある程度の集約が12月末位という予定です。

これらをもとに来年度、人権擁護計画の策定の資料としていく形で考えております。

（会長）

協議につきましては、これで終了します。後の進行を事務局にお返しします。

(事務局)

本日は貴重な意見等ありがとうございました。閉会のあいさつをお願いします。

閉会

～副会長あいさつ～